

最高裁秘書第1052号

平成30年3月15日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高 橋 滋

理由説明書の写しについて（送付）

下記の諮問について、最高裁判所から当委員会に提出された理由説明書の写しを
別添のとおり送付します。

記

諮問番号 平成29年度（最情）諮問第89号

平成30年3月13日

情報公開・個人情報保護審査委員会 御中

最高裁判所事務総長 今 崎 幸



理由説明書

下記1の諮問について、下記2のとおり理由を説明します。

記

1 諒問日等

(1) 諒問日

3月13日

(2) 諒問の要旨

苦情申出人は、最高裁判所がした不開示の判断に対し、1月22日付け司法行政文書の開示に関する苦情の申出書記5のとおり、対象文書が存在すると主張しているが、当該判断は相当であると考える。

2 理由

(1) 開示申出の内容

民事、刑事及び行政の上告事件、抗告事件等に関する調査官報告書の様式を定めた文書（最新版）

(2) 原判断機関としての最高裁判所の判断内容

最高裁判所は、(1)の開示の申出に対し、1月17日付けで不開示の判断（以下「原判断」という。）を行った。

(3) 最高裁判所の考え方及びその理由

開示申出書記載の「民事、刑事及び行政の上告事件、抗告事件等に関する調査官報告書の様式を定めた文書（最新版）」を、これらの様式を定めた規定等

と整理した上、対象文書を探索したところ、そのような文書は、作成又は取得されていなかった。

調査官報告書は、事案の内容に応じて作成されるもので、その形式（体裁）についても、必要に応じて他の調査官の調査官報告書が参考にされることはあっても、特定の様式は定められていない。

苦情申出人は、「金融法務事情」（1978号）の記事から、対象文書が存在する旨を主張するが、探索結果は上記のとおりであり、苦情申出には理由がない。

したがって、原判断は相当であると考える。